

平成21年度 教育実習参加希望者へ

教育実習を受けるためには、学生個人があらかじめ個別に出身学校等に実習の依頼をして内諾を得る必要があります。

平成21年度に教育実習を希望する学生は、教育実習を依頼する出身学校等に申込みの受付時期等について早めに確認し、申込み時期を失しないようにしてください。

(※ 平成20年度教育実習においては、参加を希望したが出身学校等の申込み受付が終わっていて内諾を得られない事例が見受けられました。)

【参考】平成21年度教育実習参加資格等

1. 実習参加申込学年

平成20年9月現在、教養学部前期課程2年、学部後期課程3年以上及び大学院の学生。ただし、教養学部前期課程2年の学生については平成20年度の申込定員を80名までとする。

2. 実習実施年度及び参加資格

(1) 平成20年度に教養学部前期課程2年の学生

① 実施年度

平成20年度に教育実習の参加申込をした者で、平成21年度学部後期課程3年進学時に実施。

② 参加資格

平成21年4月現在において、教職に関する科目（「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」）のうちから1科目以上を履修中の学部後期課程3年の学生であること。

(2) 平成20年度に学部後期課程3年以上及び大学院学生

① 実施年度

平成20年度に教育実習の参加申込をし、平成21年度に実施。

② 参加資格

平成21年4月現在において、教職に関する科目（「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」）のうちから1科目以上を修得し、残りの科目を履修中の学部後期課程4年及び大学院の学生であること。なお、参加時まで各教科の指導法に関する科目の単位（2単位）を修得していることが望ましい。